

Title	キリシタン教会の経済活動における送金について(上)
Sub Title	On the remittance in the economic activities of the early Catholic Church of Japan I
Author	高瀬, 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1985
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.54, No.2/3 (1985. 3) ,p.41(155)- 64(178)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19850300-0041">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19850300-0041</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# キリシタン教会の経済活動における送金について(上)

高瀬弘一郎

キリシタン教会は多様な経済活動を行なっている。自ら収益を求めて行なった商業活動や、外部の者のための所謂委託貿易は勿論、単純な必需品の購入、或いは各種給付金や不動産収入の送付等、いずれも送金を要したことは言うまでもない。従ってこの送金は、マドリードリスボン・ゴア・マラッカ・マカオ・長崎

国内各地、そしてさらにマニラなどスペイン植民地をも包含する広い地域で、頻繁に行われ、しかも多額に上ったことが推定出来る。問題は、この送金がいかなる方法で行われたか、という点である。この点、現金と手形の両様の送金方法がとられたことは確かである。以下、後者の手形による送金について述べてみたい。この問題を取り上げるに当り、最初に断っておかねばならぬ点は、その手形の実物は、原文書・写しを問わず殆んど伝存していない、ということである。従って、大部分は手形の実物を見ることなしに、それに関する記述を手がかりに考察せねばならない、

キリシタン教会の経済活動における送金について(上)

という制約がある。この手形であるが、教会文書等の中で、*Letra, letra de cambio, cedula, conhecimento* 等の語で表わされている。これらの語がいかなる史料にどのように記述されているかを分析し、他の関連史料でこれを補って、手形による送金の実態を解明して行かねばならない。また、この時代海外貿易への投資として行われていた投銀・レスポデンシアの問題もここで関係して来るので、最後に触れ、再考したい。

尚、このキリシタン教会による手形使用の問題は、勿論教会内部だけのものではなく、もっと広くポルトガルの海外各地での商業活動やそこでの通貨等とも深い関わりを持つ。これは極めて困難な課題であるが、過去にポルトガルの学者等によって研究が行われているので、必要な限りこれを参照した。

## 二

右に述べたように、キリシタン教会の経済活動が行われた地域が即ちその手形使用の地域であり、ヨーロッパから日本に至る広

域にわたる。これを地域別に見てゆきたい。

1 マドリードからリスボン

一五七九年二月五日付口ノ津発、ヴァリニャーノのイエズス会総会長宛て書翰に、次のように記されている。

「今私は猥下に対し、次のことを書き送る。即ち、教皇に対し同じことを交渉して、日本のセミナリオのために毎年二〇〇〇乃至三〇〇〇スクードの喜捨を施与してもらっていただきたい。この教皇給付のかねは、ポルトガルへは手形で、そしてポルトガルからインドへは(上述のように)リアル貨で容易に送られることが出来よう。」

教皇の日本イエズス会への給与は、一五八三年六月一三日付大勅書によって決定されたのであるから、一五七九年二月五日付の右の書翰をヴァリニャーノが認めた時には、まだこの教皇給付金の送金が、現実の問題となつたわけでないことは言うまでもない。ただ、同給付金はいずれマドリード収税事務所<sup>(2)</sup>で支払われることになるが、ヴァリニャーノが右の書翰を記した際、この給与が叶えられるならマドリードで支払われよう、との見通しを立てていたと考えてよく、そしてそのかねの日本への送金について、マドリードからリスボンまでは手形によることを考えていた、ということが分る。

この教皇給付金<sup>(1)</sup>が実際にマドリードで支給されるようになる<sup>(2)</sup>と、マドリードからリスボンまでの送金が、右の書翰でヴァリニャーノが述べているように、手形を用いて行われた、ということが、次の一五八七年三月五日付マドリード発、アマドール・レベ

ロの総会長宛て書翰から分る。

「(収税吏は)われわれが〔教皇給付金〕六〇〇〇エスクードの一部三五〇〇ドゥカドを徴収するための証書をわれわれに与えた。それ以上のかねをその時持っていなかったためと、残余はそれから何日か後に支払わせるつもりであったように思われる。直ちに私は、この三五〇〇〔ドゥカド〕を受け取った。そして手形でリスボンに送った。日本に送金するためであった。」

レベロは、この書翰を認めた当時、マドリード政庁駐在プロクラドールであった。右の記述から、六〇〇〇エスクード支給される<sup>(4)</sup>の教皇給付金の内、三五〇〇ドゥカドをここで受け取り、このかねを日本に送金すべく、まずリスボンまで手形で送ったことが分る。

2 リスボンからインド

右に関連するが、一五八七年二月一六日付リスボン発、ジェロニモ・カルドーゾの総会長宛て書翰に、次のように見えている。

「この点に加えて、教皇が日本のために給与する六〇〇〇エスクードを徴収して、それをインドに送るために、リアル貨に替えることの出来るだけの時間的余裕をもって、失われぬようにポルトガルに送るのに、大きな悩みがある。われわれが同僚たちに手形を送って、彼らが彼地で日本向けに、それらの手形に対して支払いをするようにすれば——われわれが商人たちに渡す手形に對して支払いをするように——その悩みは免れることが出来る。われわれが商人たちに送る手形に對しては、彼らはきちんと支払

いを行なっている。(管区長パードレ・アレックスandroが私に書き送って来るところによると)、日本に対して支払いをするためにわれわれが送る手形に対しては、決して支払いをしていない。その結果、以前われわれがインドのために必要な補給品を買うためのかねを当地でわれわれに与え、われわれの方はこれに手形レトボスを与えて、彼地において取引先として支払いを受けるようにして来た商人たちは、今はもう、与えるのを常としてきたようなかねを与えたがらない。<sup>(5)</sup>」

この史料の内容は、次のように纏めることが出来る。

一、マドリードで受け取る教皇給付金を、リスボンでレアル貨に替えるだけの時間的余裕をもって安全に送り届けるのに、悩まされている。

二、これをリスボンからインドに手形で送り、インドにおいて日本向けに支払いをすることにすれば、この悩みは解決される。

三、しかし、インド管区長ヴァリニャーノの言によると、日本向けにリスボンから送る手形に対しては、インドにおいて支払いが行われていない、云々の由である。これは、カルドーゾの書翰の文面からして、商人がリスボンにおいてイエズスにかねを与え、代りに手形をイエズス会から受け取る。商人はこの手形をインドに携行または送付して同地のイエズス会に渡し、かねに替えようとしても、その支払いが行われないことがあり、このため、商人がリスボンにおいてかねを渡すのを躊躇するようになった、という意味であろう。現実には今少し複雑な商取引を伴ったであろうが、基本的には右のような手順での手形の

キリシタン教会の経済活動における送金について(上)

授受を言っているものである。

ところで、右の三に見える、商人がリスボンにおいてイエズス会にかねて与える、というのはいかなることであろうか。右の書翰にも記されているように、リスボンからインドには、東洋各布教地のイエズス会教会のため補給物資が送られることになっていた。葡萄酒やオリブ油等はその意味で常に話題になる品物である。このように、ヨーロッパでしか調達出来ないか、またはここで調達するのを常としてきたような物資の購入資金がここで問題になっているのであろう。調達に当たった者は、主としてリスボン駐在日本イエズス会プロクラドルであるが、そのプロクラドルの許への、インド・マカオ・日本等からの送金状況がここで問題になる。これについては、一五八七年二月七日付ゴア、ヴァリニャーノ作成の「ポルトガルに駐在するインドのプロクラドルの規則」に、次のような規定がある。

「品物を折良く買うためには、かねを用意することが必要なので、インド管区長やその他の上長たちに対し、インドから自分のところにかねを送って来るよう交渉すること。ナウ船が出帆する時に手形レトボスと引替にかねを受け取ることを強いられて、インドにおいてレアル貨の増価や両替ヴァリアンにより、三分の一以上を失ってしまう事態にならないためであり、また品物を折良く送ることが出来ないようなことにならないためである。<sup>(6)</sup>」

このように、リスボンからゴアに向け必需品などを送り出すための資金は、一応ゴアなどからリスボンのプロクラドルの許に

予め送金させるよう、指示がなされていた。しかしもしもその備えがないと、リスボンから手形を送らねばならない羽目となる。即ち、リスボンで商人から商品やかねを借りてこれに手形を振り出し、その商人がゴアにおいてイエズス会からこの手形と引替えにかねを受け取る、という手順をとることを余儀なくされる。それに伴い、ゴアにおいてその商人にレアル貨を支払う際に、インドではレアル貨の価値が高いことやその両替のために、三分の一以上も失われる事態になるから、そのようなことにならないように、ゴアからリスボンへの送金をきちんと行わせるように、との指示と解してよいであろう。ということは、そこで危惧されているようなことが、現に行われていた、と了解してよいであろう。尚、レアル貨と他のインドの貨幣との間の価値差の問題については、後で取り上げる。

この、リスボンで必需物資を調達してゴアに送付するのは、何も日本のみを対象としたものでないことは言うまでもない。同じ規則に次のように見えている。

「ポルトガルで費される経費は、「インド」管区全体に属するものと、個々のカーザやコレジオに属するものがあり、会計を記載する帳簿においても、品物の購入においても、かねを支払ってもらうためにインドに送られる手形レトラスにおいても、決して混同してはならないように注意すること。」

リスボンからゴアに向けて送られる物資は、インド管区全体のものや、同管区内の各準管区、さらにはその内の各カーザ・コレジオ等のものがあつた。それ故、この点混同のないように指示し

ているものである。そしてその中に、「かねを支払ってもらつたためにインドに送られる手形においても……」の文言がある。前記規定と照合すると、これは次のような意味であろう。リスボンでプロクラドールから手形を受け取った商人は、ゴアでその手形と引替えにイエズス会からかねの支払いを受けるわけであるが、その場合、リスボンのプロクラドールとしては、この手形振出しが何処のイエズス会に対するものかを明らかにして、他との混同が生じないようにせねばならなかつたわけであろう。ということは、日本を含め広く各方面を対象にした手形の振出しが、リスボンのプロクラドールによって行われていたことを物語るものであるう。

さらに同前規則に次のように規定されている。

「同様に、インドから上述の経費のためのかねが送られず、手形と引替えにそれだけの額のかねを受け取らねばならない場合は、「インド」管区長または同管区のプロクラドールに宛てた手形レトラスで「なければ」受け取ってはならず、管区全体の経費のためにどうしても作らねばならぬかねについて行うこと。そして、個々のカーザまたはコレジオの経費のためには、それを行なつてはならない。というのは、それをするには、手形は上述のカーザの上長たちやプロクラドールたちに宛てた手形レトラスを送ることによって行わねばならず、「インド」管区のプロクラドールや管区長宛ての手形ではないからである。」

先に述べた、ゴアからリスボンへの送金が満足に行われず、従つてインドに送る物資の調達資金に不足し、このため、一時商人

から商品や資金の提供を受け、これに手形を振り出す場合のことを言っているものであるが、その際、手形の宛先即ち支払人はインド管区長または同プロクラドルとせねばならない、としたものである。しかも、単に手形の宛先の問題にとどまらず、このような手形による送金方法をとることが許されるケースについて、管区全体の経費のみに限る、として、個個のカーザ・コレジオのためには行なってはならない、としている。何故に個個のカーザ・コレジオのためには禁じたのか、という点については、それが行われると、手形がその個個のカーザ・コレジオに宛て送られることになるから、という理由が挙げられている。それがどうして問題なのか、判然としないところもあるが、これは、個個のカーザ・コレジオ宛て手形となると、その受納を渋る傾向が商人の間にあったのではないであろうか。同規則の次の項から、その辺の事情を多少窺うことが出来る。

「個個の上長たちに宛てた手形と引替えにかねを与えようとする者がいない場合は、決して〔インド〕管区長またはプロクラドルにその手形を送ることによって、そのかねを受け取ってはならず、むしろ、彼らの求めている品物の送付を止めるように。そして次のように彼らに書き送ること。即ち、その品物は送らない。なぜならかねがないし、かねを与える者もないからである。それ故、もしも求めている品物がどうしても欲しいなら、かねを送るか、または特に彼らに宛てた手形と引替えにかねが与えられるよう、誰か商人の信用状を送るよう、と。」

この規定は、一見先の、個個のカーザ・コレジオ宛て手形を禁

キリシタン教会の経済活動における送金について(上)

じた規則と矛盾しているようにも見える。右の規定は、個個のカーザ・コレジオの上長を支払人とする手形の振出しがありうることを前提としている。そして、そのような手形では、それと引替えにリスボンでプロクラドルにかねを渡す商人がいない場合についての規定である。そのような場合、この商人からかねを受け取り、引替えにインド管区長またはプロクラドルを支払人とする手形を振り出すことを禁じ、その場合の取るべき措置としては、カーザ・コレジオ等から要求のあった物資を送ることをせず、そこに書き送り、かねを送って来るか、または彼らを支払人とする手形に対し、支払いが確実に行われることを保証する別の商人の信用状を送って来るよう、指示すべきことを命じている。即ち、個個のカーザ・コレジオを支払人とする手形が振り出されることが現にあったこと、しかしそれは、インド管区長・同プロクラドルを支払人とするものに比して信用が低く、それでは受納を渋る商人がいたこと、従って必需物資は要求のあった各カーザ・コレジオに送るが、手形は商人の要求通りインド管区長・プロクラドルを支払人にする、という措置がとられることもありうることに、右の規定によってそれを禁じ、是正措置を講じた、といったような事情を窺うことが出来る。

ここで、先のカルドローゾの書翰の三の記事が関わってくる。そこには次のように見えていた。(ヴァリニャーノからの情報として)日本向けにリスボンから送られる手形には、決して支払いが行われていない。それ故、従来インド向け補給物資を買うために

リスボンでかねを融通してきた商人も、もうそれをしたがらない、と。これは恐らくは、日本宛ての手形に対し日本で支払いが行われない、ということではなく、インドにおいて支払いが滞っている、という意味ではないかと思う。日本イエズス会を支払人とする手形では、インドでも支払いがなされなかった、ということであろう。右の規定事項に記されているようなことが現に見られた、ということは、このカルドーンズの書翰からも明らかになる。

さらに、次のようなケースもある。一六二〇年一〇月一二日付日本発、フェレイラのイエズス会総会長補佐宛て書翰の一節である。

「インドの諸管区のプロクラドル・パードレ・ジョルジュ・ゴヴェイアが、彼らに必要な補給物資を送るために、日本のかねでそれを買う、その後当地に手形を送って来た。屢々インドにおいてその徴収に多大な困難があるか、またはわれわれにとって殆んど役に立たないような物で支払う。それ故、この管区は非常に損失を蒙っている。」<sup>10)</sup>

これは、リスボン駐在プロクラドルが担当のインド管区に必需物資を送るために、日本イエズス会の資金でこれを購入し、そしてインド・イエズス会を支払人、日本を受取人とする手形を振り出し、日本に向け発送した。しかし、インド側のこれに対する支払い状態が悪く、このため、日本イエズス会は非常な損失を蒙っている、という意味であろう。

一六二八年一月二八日付マカオ発、ジョアン・ロドリゲスの総会長宛て書翰に、次のように記されている。

「当地について触れると、当地には僅かなものしかないということ、猊下はよくご存知である。それは全く見事な程で、もしもヨーロッパから届くこの僅かなものがなかったら、われわれは既に当地で食べ尽してしまって、彼地において手形で支払われているか、非常に危険な海上で失われてしまい、届くのはごく僅かにすぎないであろう。」<sup>11)</sup>

必ずしも明確ではないが、ヨーロッパからマカオに届く金品がなかったら、当地で資産などを消費し尽してしまい、ヨーロッパにおける物資調達の資金に事欠き、手形での決済を強いられることにもなる、という趣旨で、ここでは仮定の事態を想定しているのであるが、そのようなことが行われていたという事実が背景になっていることは、明らかであろう。

リスボンでの必需物資の調達、及びそれに伴うリスボンからゴアへの手形送付について、現実にはどのように行われていたか、次の史料を取り上げる。一五八七年一月二〇日付ゴア発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰の一節である。

「当管区のためにリスボンに駐在し、当地から送られる手形を処理することに難儀をしているプロクラドルに関してであるが、当地から手形を送ることによってわれわれが彼に与える難儀とは別の、全く異なった難儀を彼は当地のわれわれに与えている。それは、彼が毎年われわれの許に送って来る手形によってである。というのは、彼が確かに手中に持っている日本のかねで支払ってもらったために、当地から彼の許に手形が送られたのは、一年だけだったからである。しかも、手形に対して支払いをして

らうために、三カ月の猶与を与えた。しかし、彼は当地のわれわれの許にレアル貨<sup>レアル・ド・ブラジ</sup>二〇〇〇クルザドの手形<sup>レトラス</sup>を毎年送って来る。これは、当地では貨幣<sup>モノエス</sup>の増価により、大凡三〇〇〇「クルザド」になる。しかも、それを支払うには一五日を要する。しかもわれわれには、このかねをどこから引き出すべきかということも、何に消費されるのか、ということも分っていない。というのは、会計報告を送ってもらう以外に、方法がないからである。プロクラドールたちがこの管区のために非常な難儀を蒙っているのは確かであるが、真実この管区は、ポルトガルとローマにおける非常に過大な出費によって、大変迷惑している。また、常に古い負債が見つかる。われわれの許に送って来るものは、凡てわれわれにとって非常に高価なので、われわれは既に彼に書き送ったように、何らの補給品をもポルトガルからわれわれの許に送って来ないようにさせる、ということに決定した。というのは、当地で買った方が安価だからである。われわれがインドにいるので、金や銀の中を泳いでいるかのように彼らが想像していることは、確かなようである。インドの勘定で非常に大まかに消費がなされている。というのは、ポルトガルのプロクラドールは次のように書き送って来た。総プロクラドール<sup>(12)</sup>は、インドの勘定でローマで費される出費のために、一通二〇〇乃至三〇〇クルザドの手形<sup>レトラス</sup>をいろいろ毎年送って来る、と。ポルトガルからは、前述の通り、毎年レアル貨二〇〇〇クルザドが手形<sup>レトラス</sup>で当地に届く。これは当地で三〇〇〇「クルザド」弱になる。しかし、パードレ・ジェロニモ・カルドーンは三管区を担当しており、多くの仕事を抱えているので、こ

キリシタン教会の経済活動における送金について(上)

うするより仕方がないようである。<sup>(13)</sup>」  
リスボン駐在プロクラドールとインド・イエズス会との間の、相互の手形のやりとりに関する記事である。いささか分りにくい難解なものであるが、次のように内容も整理することが出来る。

一、ゴアからリスボン駐在プロクラドールに手形を送ったのは、一年だけであった。同プロクラドールの手許の日本イエズス会の資金から支払ってもらうためであった。インドで日本のために出費をしたのを、このように形で清算させるためであった、と思われる。

二、リスボン駐在プロクラドールは、毎年ゴアに、レアル貨二〇〇〇クルザドの手形を送って来る。それはゴアでは三〇〇〇クルザドになる。先に、マドリッドで支給される教皇給付金がリスボンに送られ、そこからゴアに送られるに当り、リスボンでレアル貨に替えるだけの時間的余裕をもって、マドリッドからリスボンに送金するのに難儀をする、といった内容のカルドーン<sup>(14)</sup>の書翰を引いた。また、ポルトガルからインドへはレアル貨で送金される旨の、一五七九年二月五日付口ノ津発ヴァリニャーノの書翰も引用した。即ち、リスボンからゴアに送金する際には、レアル貨が用いられたことが判明するのであるが、ここで、そのレアル貨の送金が、毎年手形で二〇〇〇クルザドに上ったことが分る。これは、手形に金額のみでなく通貨名も記されていたことを示す。通貨により価値に差異がある以上、どの通貨による金額か明示するのは、当然のことであろう。リス



ボンからゴアに手形を送ること自体は、既に明らかになっているが、この記事により、毎年リアル貨二〇〇〇クルザドの手形が送られたこと、そしてこれはインドの通貨では三〇〇〇クルザドに相当し、これだけの支払いを強られた、ということが分る。即ち、インド・イエズス会としては、毎年大凡三〇〇〇クルザドの支払いを強いられるわけだが、これが困難なることを述べている。

三、リスボンからゴアに物資が送られて来るとインド・イエズス会で迷惑することになるので、もう補給品をポルトガルから送って来ないように、と同プロクラドールに書き送った。それは、インドで調達した方が安価だからである、と記されている。リスボンにおいて必需物資を調達してインド方面に送る場合、インドに手形を送付することによってその決済をすることが多かったが、これをインドで支払う際に増価したこと。同時に、その物資もインドでより安価に入手しうる場合もある、などの事情があったようである。

管区共通の経費のため、どうしても必要なかねを作る場合にのみ、インド管区長または同プロクラドール宛て手形を振り出すこと、と先に引用した規則に見えていたが、この点について、同じ規則にさらに次のように記されている。

「管区全体に要する経費のためのかねを、インドから管区長が送って来ない時は、プロクラドールは管区長宛ての手形と引替えにそのかねを受け取ってもよいものとする。そして、そのかねが

送られて来るか、または手形と引替えにかねを受け取ったならば、管区のために購入すべき船中食糧その他のものを、折良く調達出来るだけの額のかねを、年年手許に確保しておくよう、常に努めること。」<sup>(15)</sup>

この規定は、インド管区共通の経費のためのかねを、インドからリスボンに送って来ない場合は、リスボン駐在プロクラドールは、インド管区長を支払人とする手形でそのかねをこしらえてもよい、としたものであろう。

この管区共通経費の件に関連するが、同じプロクラドールの規則には、次のような規定も見られる。

「インドにおいては行われた査定により、凡てのカーザとコレジオは、各々の定収入の四パーセントを支払ことになっているが、管区の経費のために一三〇〇シェラフィン——これは三九万レイスに相当する——までしか割いてこなかったので、プロクラドールは毎年三〇万レイスまでしか送らないよう、出来るだけ努力すること。これは、増価と両替とにより、ゴアにおいて上述の額になる。というのは、それ以上の額の手形を送っても、支払ってもらわうところがなく、新たな負担金を課さねばならないことになって、管区の凡てのカーザやコレジオの大きな敷きを招くことになるからである。」<sup>(16)</sup>

インド管区を構成する各地イエズス会は、その収入の四パーセントをゴアのインド管区本部に納めることになっていた。リスボン駐在プロクラドールも、この点一三〇〇シェラフィン（三九万レイス）の割当てを受けていたようで、毎年この金額を納めるこ

とを義務づけられていたわけであるが、この点について、右の規則では、三〇万レイスを送るにとどめよ、と指示している。しかも、この送金が手形でなされたことが、この引用文から分る。三〇万レイスの手形をリスボンからゴアに送ると、ゴアでは三九万レイス(一三〇〇シエラフィン)になる、というのは、注(6)・注(13)に引いた史料に見えていた、リスボンからレアル貨をゴアに送ると、インドの通貨との両替に当り増価した、との記述と、符合すると言えよう。尚、この点については後程取り上げる。

以上、いろいろなケースにおいて、インドからリスボンに送られるべきかねが送られないことに対する措置として、リスボン駐在プロクラドルがインド管区長を支払人とする手形や、さらにインド管区内の各カーザ・コレジオ等を支払人とする手形をも振り出し、これがインドに届けられていたことなどを記して来た。この、リスボン駐在プロクラドルが商人等に手形を振り出したことと、そこでの負債とは、一応分けて考えねばなるまいが、この両者には、商人が関わる経済活動の一環として、緊密につながりがあったことも確かであろう。そこで、以下リスボンにおける日本イエズス会の債務について少し述べてみる。

まず、リスボン駐在プロクラドルの手許にあるか、またはその手を経るべき日本教会の資金としては、右に述べた現地から送金されて来たかねは勿論であるが、その外にも教皇給付金を挙げることが出来る。これは、先に述べたようにマドリードで給与されてリスボンに送金され、そこからインドに向け船積みされるわ

キリシタン教会の経済活動における送金について(上)

けである。リスボン駐在プロクラドルの日本関係の収入源としては、右のようなものであるが、一方そこでの負債は次の通りである。

一六一一年当時イエズス会日本管区は、日本とポルトガルに四万〇八〇〇パタカ以上の負債があった。<sup>(17)</sup>一六一五年当時、金額は不明だがポルトガル本国に負債があったことは確かである。<sup>(18)</sup>一六一六年四月三日現在、リスボンに五万四七〇〇レイス(四〇〇レイス<sup>(19)</sup>一クルザドとして、これは一三八クルザド弱に当る)の負債があった。<sup>(20)</sup>一六一七年当時、マカオとポルトガル三万五〇〇〇ペソ即ちパタカ・デ・オイトの負債があった。<sup>(21)</sup>一六二四年一月作成の日本管区のカタログに、ポルトガルからの最近の書翰による、として、一万三〇〇〇クルザド以上の負債があった(当然ポルトガルでの負債の意味であろう)旨記されている。<sup>(22)</sup>

右に記してきたところにより、日本イエズス会は一六一一年以降、金額に増減はあったが略常時ポルトガルに負債があったことが分る。この負債は、一六一一年に始まるものでは決してなかったようである。一五九一年一〇月二七日付長崎発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰に、次のように見えている。

「教皇の喜捨について猥下が私に書き送って来たこと、即ち、既にその年に四〇〇〇ドゥカドの支払いが許されたこと、そして猥下がプロクラドル(リスボン駐在プロクラドルのことか)に対し、その四〇〇〇ドゥカドを借り入れて送るよう書き送ったことについて、以下のことを申し述べる。第一に、今年はポルトガルから一レアルもわれわれの許に送られて来なかった。そして、プ

四九 (一六三)

ロクラドールは私に、困難であったが借り入れた、ということの外〔中略〕と書き送って来た。<sup>(23)</sup>

引用文中に記したように、ここに見えるプロクラドールはリスボン駐在プロクラドールのことであろう。それを前提に述べる。即ち、同プロクラドールは、マドリードで給与される教皇給付金を日本に向けて送金するに当り、何らかの理由で同額のかねを借り入れて、リスボンから送金することがあったことが分る。何故にこのように措置がとられたのか、詳細は不明であるが、一つ考えられることは、マドリードからかねがリスボンに届く時期と、リスボンからインドに向けて船が出帆する時期との間にずれがあったためではないであろうか。ここで想起されるのが、前引一五八七年二月一六日付カルドーゾの書翰<sup>(24)</sup>の記事内容一の、教皇給付金を日本まで届けるに当り、リスボンでレアル貨に替えることが出来るだけの時間的余裕をもって、マドリードからリスボンに送るのが悩みであった、という記述である。教皇給付金はレアル貨でリスボンからインドに送られるのが通例であったことは、前出一五七九年一月五日付ヴァニリヤーノの書翰<sup>(25)</sup>——これは実際に支給されるに至るより以前のものであるが——からも推測出来る。さらに、前述の通り教皇給付金は、マドリードからリスボンまでは手形で送金された、という事実も考慮に入れねばならないであろう。マドリードから手形で届いた教皇給付金をリスボンでレアル貨に替えねばならず、このためリスボンからインドに向けて船団が出帆する時期に間に合わず、その対策として、一時リスボンで同額のかねを借り入れて船積みすることがあったのではな

いであろうか。

とに角、ここで留意すべきは、一五九一年当時、日本イエズス会は既にリスボンにおいて借金があった、という事実である。即ち、教皇給付金を日本に送り届けるための便法として、リスボンにおいて——恐らく商人に——一時立替えてもらうことがあった、ということが分る。このことは、先に述べた、必需物資をインド方面に送るに当り、その調達資金が不足した場合に、商人に手形で支払う決済方法をとったことと同様、リスボン駐在プロクラドールと商人との間の取引関係の上に立って行われたこと、と言つてよいであろう。

前引リスボン駐在プロクラドールの規則に、次の規定がある。

「日本のこのかねが〔他に〕貸与されると、日本にとって多大な不都合と損害をきたすので、次のような条件でなければこのかねの貸与を行わないよう、服従の掟により命ずる。第一に、インド管区またはそのカーザの内のどれかのためにこのかねを借りる場合、当地で管区長または他のカーザの上長たちが日本に返済をするために、手形<sup>レタス</sup>を送ってはならない。そのようなことは、決してしてはならないからである。というのは、それは支払われぬということ、を経験が示しているし、また仮令支払われても時期を逸し、日本に多大な損害と損失をかけるからである。また、インドにレアル貨がないか、またはそれが最高に増価している場合は、ポルトガルにおいて、再びこれをレアル貨で日本に支払わねばならないからである。即ち、〔インド〕管区長宛ての手形と引替

えに商人たちからかねを受け取り、後にインドで、日本とは関係なしに、管区長が同商人たちにかねの支払いをする、というものである。<sup>(26)</sup>」

インドなどで日本教会の資金が流用されたことは、他にもいろいろな関係史料から明らかなどころであるが、そこにも手形の使用が関わっていたことが分る。右の史料は次のような意味であろう。リスボン駐在プロクラドールが、インド管区全体またはその管区内の日本以外のどこかのカーザのために、日本の資金を借用する場合——例えばそこに向けての物資調達のために日本教会の資金を流用する、ということが行われた場合、そのかねを日本に返済する方法として、日本イエズス会を受取人、インド管区長・カーザの上長を支払人とする手形を振り出して送ってはならない、ということ先ず命じているものである。プロクラドールがその手形を送る先は日本イエズス会であろうが、日本教会の経済活動の中で、これが商人の手に渡る可能性もあろう。しかし、この種の手形に対しては支払いが行われていないし、支払われても時期が遅延し日本に損害が及ぶから、そのような手形を送ってはならない、としている。右の手形に対し、インド管区側が支払いを拒むとなると、それはインド管区の日本イエズス会に対する債務になる。即ち、インド管区の日本に対する負債は多様であった。ヨーロッパから日本に送られるかねがインドを経由する際に、そこで流用される場合、インドにおける日本教会の収入がその地で流用されてしまうケース等は、真先に思い浮ぶところであるが、その外にも、右のような債務もあったことが推定出来る。

キリシタン教会の経済活動における送金について(上)

次に、右の規則の後半の意味するところは何であろうか。インド管区側が右に記したような仕方で日本から借財した場合、インドにその返済の意思があっても、現にレアル貨が手許に不足していることもありうるし、またレアル貨をインドで現地の通貨に換算すると、前述の通り相当割増しになり、その増価した金額の支払いを求められることになる。その場合は、リスボン駐在プロクラドールがインド管区長を支払人とする手形と引替えに商人からかねを受け取って、それで日本に返済する。商人はその手形をインド管区長に渡して所定のかねを受け取る、という手順を踏まねばならない、といった意味であろうか。このようなことになるのを規制するための規則が存在した、ということは、斯様な手形の使用が見られたことを物語るものである。

右の規則に見えているようなことが現実に行われていたということは、次の一五九五年一月二三日付ゴア発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰の一節から明らかになる。

「ポルトガルに駐在していたプロクラドールが、ゴアのコレジオに品物を補給するために、二、三年の間に四〇〇〇ドゥカドを消費した。そして、手形と引替えにこれを支払うよう、当地に命じた。この額は、今なおコレジオの日本に対する負債となつてい<sup>(27)</sup>る。」

これは、プロクラドールがゴアのコレジオに物資を送るために、日本の資金から四〇〇〇ドゥカドを消費し、同コレジオを支払人、日本イエズス会を受取人とする手形を送ったが、この手形に対し今なお支払いがなされず、同コレジオの日本イエズス会に

対する債務として残っている、ということをお伝えるものである。

リスボンからインドへの手形の送付としては、更に次のようなケースもあった。一五八四年一月二日付コチン発、ヴァリニヤノの総会長宛て書翰に、次のように記述されている。

「いろいろな管区から送られた人員は僅かであるが、消費は大きい。このため、この管区は非常な窮乏に陥っている。というのは、毎年われわれは、彼らがポルトガルにおいて手形と引替に受け取る二〇〇〇クルザドを、当地で支払うからである。これは、昨年私が書き送った通りである。これに対する対策としては、もしも可能ならば、インド向けに指名される人員が、ポルトガルまでは陛下の費用で来るように、陛下から許可を得るよう尽力することがよいであろう、と思われる。エスパニーヤからインドに送られる者たちに対して、これが行われているように私は聞いて(28)いる。」

この記事の意味するところは、次の通りであろう。いろいろな管区出身の会員がリスボンからインドに渡るに当り、各々その出身管区からインドに行くための経費は、インド管区が負担したが、その場合、彼らにインド管区を支払人とする手形が渡された。彼らはこの手形をポルトガルで現金にし、そしてその手形はインドに送られる、という意味であろう。インド管区は最終的にこの清算を強いられるわけだが、これが年に二〇〇〇〇クルザドに上った、ということであろう。

この件に関して、リスボン駐在プロクラドールの規則に、次の

ように見えている。

「(インド)管区の会計に計上されるべき経費は、当管区に入る地域のために総プロクラドールがローマで費す経費、他の諸管区からインドに送られる人々の布教団や船中食糧、この管区に入る地域のためにポルトガルおよび政庁に駐在しているプロクラドールたちを養うのに消費されるもの、更には書翰の運搬に費されるものである。(29)」

インド管区会計に計上される経費として、他の諸管区からインドに送られる布教団に要する費用とある。即ち、ヨーロッパの諸管区所属会員をインド管区に差し向ける場合、その会員派遣に要する経費は、インド管区が負担することになっていたわけである。負担したのはインド管区であるが、実際に彼らにそのかねが渡されるのは、右のような方法によったものである。

「日本の分担金に関して(一五)九八年四月一九日に行われた「判決」と題する文書に、次のように見えている。

「公平な配分を厳正に守るなら、日本は現在支払っているよりも、いかに多くを納入せねばならないか明らかである。この点に目をつぶり、分担金の件に変更を加えない点、インドの上長たちが日本に大きな好意をよせていることが、はっきりする。ことに、ナウ船が「ゴアに」着いた時に支払うべく、本国から多額の手形(30)が多数届いている現在においては、尚更である。」

これは、インド管区全体の経費に対し、日本準管区が所定の分担金を毎年納入することになっており、日本の年間総収入を一万

パルダオとみなして、その四パーセント即ち年に四〇〇パルダオを支払う問題についての記述である。日本準管区の側には、これすら支払いを渋る空気もあったが、それに対し、インド管区の方では、日本の負担すべき額を厳正に算出するなら四〇〇パルダオ以上となり、この額に留めるのはインドの日本に対する好意である、とし、リスボンからゴアに着船すると、それによって本国から多額の手形が届き、これに対して支払いをせねばならない、と記しているわけである。この手形というのは、以上述べてきたような、いろいろなケースにより、日本のための出費をまかなうためにリスボン等で手形が振り出され、それがインド管区長の手に渡って支払いを強いられる、という意味であろう。

### 3 ゴアからマカオ

一五九六年一月一日付ゴア発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰に、次のように記述されている。

「私は、二年前に教皇給付の年金として届いた日本のかね一万ドウカドと、「一五」九三年に送られ、そしてナウ船がソコトラで越冬したので当地に「一五」九四年に届いた——司教ドン・ルイス・セルケイラがもたらした僅かなかねと共に——一〇〇〇〔ドゥカド〕が当地ゴアにあるのを知った。パードレ・レアンドロ・フェリペは、スペイン人たちのかねを副王が没収しないよう、これをポルトガルに送ることを望み、当地インドで、この日本のかねと、日本の会計勘定で投資されて送られてきた商品から得たかねとを手に入れ、そしてシナにおいて、そこに有するかねからこ

キリシタン教会の経済活動における送金について(上)

れと同じ額を、手形ヒトラスを用いて私に与えさせた。<sup>(31)</sup>」

これは、ペルーからマカオに渡来したパードレ・レアンドロ・フェリペがゴアに滞在中、当時ゴアにあった日本のかね一万一〇〇〇ドウカドと、日本の会計勘定による商品の売上げとを取得し、代りにマカオにおいて、マカオに持つペルー船搭載銀(32)から、同額を日本イエズス会に支払うことにしたものであるが、ここで手形が用いられている。これは恐らくは、レアンドロが、マカオにいるペルー船関係者を支払人、日本イエズス会を受取人とする手形を振り出したものと思う。

一六二三年五月一日付ゴア発、ローポ・サルメント・デ・カルヴァーリョの文書に、次のように見えている。

「一回の航海の収入の半分で、一年の要塞化をまかなうのに充分である。またカルデランの収入は、その経費や守備隊に支払う経費や、「マカオ」市の代理人アボガドたちが同市に関して当地から送る手形ヒトラスの支払いをするための、余分が出るものと思われる。<sup>(33)</sup>」

カルデラン、即ち長崎での生糸総売上げ高の内から共通の経費としてアルマサンに納付されるかね(34)により、防備関係諸経費等をまかなえるだけでなく、ゴアから送られて来る、マカオ市のための出費の決済のために振り出された手形に対する支払いも出来よう、という意味であろう。即ち、ゴアからマカオに対し、マカオ市のために、要した費用の支払いをさせるために、マカオ市を支払人とする手形を振り出して同市に送ることがあった、ということが判明する。

4 ゴアから日本

一五八一年九月三日付日杵発、カブラルの総会長宛て書翰に、次のように記されている。

「ゴアのコレジオは、今年まだ日本に、われわれのレンダから取得した二〇〇〇クルザドの外に、レアル貨三五〇クルザドの手形レトダをわれわれに送って来た分、日本に債務がある。日本の勘定でその支払いをするためであつた<sup>(35)</sup>。」

この記事は、ゴアのイエズス会コレジオの日本イエズス会に対する債務について記しているものであるが、文中の三五〇クルザドの手形というのは、恐らくゴア・コレジオが自らの何らかの出費をまかなう際に手形で支払い、しかもその手形は日本イエズス会が支払人となっていた。この手形が後に日本にもたらされ、その支払いを強いられることになった、という意味であろう。

三

冒頭に記したように、日本イエズス会関係の海上送金は、勿論凡て手形で行われたわけではなく、手形と現金の両方が用いられた。いかなる場合に手形が用いられ、またどのようなケースでは現金で送金されたのであろうか。右に述べてきた通り、遠隔地間の金銭授受の便宜のため、現金の海上送金の危険を避けるため、現金の一時的不足のため、金銭貸借の意味を含む場合等、いろいろな意味で手形が使用された。しかし、それだけでなく、手形を用いるか否かは、異なる通貨間の両替に伴う損益の問題もからんでいた。これは、リスボンからゴアに送金する場合と、ゴアから

マカオに送金する場合とに問題が分れる。

A リスボンからゴア

一五九二年一月六日付マカオ発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰に、次のように記述されている。

「(一五) 九一年には何も送られて来ず、プロクラドールは私に次のように書き送って来た。送るべきかね六〇〇〇ドウカドを持つているが、矢張り協議会も、ナウ船が渡来するにはイギリス人たちによって捕えられる危険が大きいので、冒険を冒してはならない、という意向であつた。それよりも、インド管区長に書き送り、ポルトガルで支払われるべき手形レトダでそのかねを送るから、インドにおいてかねを取得し、当地(マカオ)に送金するように指示した、と。尤も私は、何度もプロクラドールに対し、インドで手形レトダと引替えにそれを取得するより、冒険を冒す方がはるかに優る、と書き送ってきた。というのは、かねをレアル貨でインドに送ることによって得られる儲けを失うことと、シナに送るための貨幣で損失すること——インドで両替サリアンと言われる——との間には、インドで手形レトダと引替えにかねを取得すると、一〇〇〇ドウカド当り三八〇(ドウカド)または時にはそれ以上の損失になる。これは耐えられないことで、この確実な損失を蒙るよりも、危険の方が大きいとは思わない。このため、「インド」管区長は、インドにおいて手形レトダと引替えにこのかねを取得することを、決して望まず、再びポルトガルに、どうしても冒険を冒してそれを送るように、と書き送った<sup>(36)</sup>。」

次も同じ書翰からの引用である。

「ポルトガルから渡来するナウ船団で、毎年一<sup>コント</sup>以上以上の金が冒険を冒してもたらされている所で、更には、インドに来るわれわれイエズス会士の生命が危険にさらされている所で、六〇〇〇ドゥカドを四艘か五艘のナウ船に分散して冒険を冒してもたらずのを恐れることはない。これに以外にも、そのかねを冒険を冒してもたらずことをしないで、損失は確実である。というのは、われわれは当地にそのかねなしに滞在することになり、援助も儲けもなしに留まることになる。または左もなければ、インドにおいて手形と引替えにかねを受け取るようになるが、そうすると六〇〇〇ドゥカドの中から三分の一以上を失い、四〇〇〇〔ドゥカド〕も残らないことになるからである。」

右の二つの引用史料から、次の事実を知ることが出来る。

一、一五九一年リスボン駐在プロクラドルからマカオのヴァリニャーノの許に、次のような内容の書翰が来た。マカオに送金すべき六〇〇〇ドゥカドのかねを持っているが、現金を船で送る危険を冒さず、インド管区長の許にリスボンのプロクラドルを支払人とする六〇〇〇ドゥカドの手形を送り、これと引替えにインドで現金を得て、それをマカオに送らせる措置をとった、と。

二、しかしヴァリニャーノは同プロクラドルに対し、インド管区長の許に右のような手形を送るより、リスボンから現金を送る方がはるかに優る、と何度も書き送っていた。理由は、1、リスボンからゴアへ実際にレアル貨を送った場合は増価となる。

キリシタン教会の経済活動における送金について(上)

(増価率については次に述べる)。2、これに対し、インドにおいて手形と引替えにかね(レアル貨ではなく、後出史料から明らかになるように、インドの銀貨のことであろう)を取得し、これをシナに送ると、一〇〇〇ドゥカド当り三八〇ドゥカドまたはそれ以上、即ち三八パーセントまたはそれ以上の損失となる。3、このため、実際に現金(レアル貨)をリスボンからゴアに送らないとなると、1の増価は消え、2の三八パーセントまたはそれ以上の減価のみ残る、ということになり、これは、リスボンからゴアまでの海上の危険——この危険は不確実なものである——に比して確実な損失となる故、避けるべきである。

三、繰り返しになるが、リスボンからインドに六〇〇〇ドゥカドの現金(レアル貨)を送ることをしないで、インドで手形と引替えにこれだけのかね(インドの銀貨)を取得して、それをシナに送金すると、三分の一以上の減価となる。

以上がこのヴァリニャーノの書翰の趣旨であり、またそこから判明する事実である。現金を船積みして送ることに伴う両替の損益と海上の危険、および現金輸送の代りに手形による送金を行なった場合等を夫夫比較した記述である。リスボンからゴアまでは、レアル貨現金を送ると、かなりは率で増価となったのに対し、ゴアからマカオにインド銀貨現金を送ると三八パーセントまたはそれ以上の減価となった、という。それ故、リスボンからゴアへは、手形を用いないで現金を輸送するのが有利であったわけである。

この点は、他の史料からも裏付けることが出来る。

五五 (一六九)



前引一五八七年一月二〇日付ゴア発、ヴァリニャーノの総會長宛て書翰に、リスボンからゴアにレアル貨二〇〇〇クルザドの手形を送ると、これがゴアでは大凡三〇〇〇クルザドになる、との記述が見られた。<sup>38</sup>即ち約五〇パーセントの増価である。同じく前引リスボン駐在プロクラドルの規則(一五八七年一月二七日付)に、インド・イエズス会からリスボンに必要な送金が行われなかったために、リスボンのプロクラドルがインド・イエズス会を支払人とする手形を振り出さねばならないことになると、その手形がゴアにもたらされてインド・イエズス会がこれに対して支払いをする場合、ゴアではレアル貨が価値が高いことと両替のために、三分の一以上が失われる、といった趣旨の記述が見られた。<sup>39</sup>いささか不明確な表現ながら、レアル貨現金をリスボンからゴアに送ると大凡三〇パーセント以上の増価になった、という事実を伝えるものと言えよう。

さらに、同じく前引の同規則に、同プロクラドルは一三〇〇シェラフィン(二三九万レイス)の負担金を納めるために、毎年三〇万レイスのみを送るよう、と指示しているの<sup>40</sup>も、リスボンからゴアに現金を輸送することにより、増価したという点について符合している。尚、この場合の増価率は三〇パーセントである。一五八四年一〇月六日付マカオ発、カブラルの総會長宛て書翰に、次のように見えている。

「今や、狓下が教皇聖下から得た四〇〇〇クルザドは、狓下が折良く永久的に獲得して下さりはしたが、この四〇〇〇クルザドは、彼地の貨幣<sup>モネー</sup>により、当地で五〇〇〇「クルザド」以上になる

のを、神は嘉し給う。<sup>41</sup>」

「彼地の貨幣」とはレアル貨のことを指しているであろうが、これは、教皇給付金の支給地ヨーロッパとマカオの間での比較をしているもので、厳密に言うところリスボンからゴアに現金を送金することに伴う損益に関する史料とは言えないであろう。

一五八五年一月二四日付イエズス会総會長のインド管区長ヴァリニャーノ宛て文書に、次のように記述されている。

「このような窮状に対し、摂理は、教皇をして日本に毎年六〇〇〇ドゥカドを与えさせることによって、充分に補給し給うた。このかねは、銀でインドにもたらされ、そこで金に替えられるが、これが日本では八〇〇〇「ドゥカド」以上の価になる、という報告をわれわれは受けている。<sup>42</sup>」

この史料も、教皇給付金六〇〇〇ドゥカドは銀——レアル貨のことであろう——でインドにもたらされ、そこで金に替えられて、これを日本にもたらすと、日本で八〇〇〇ドゥカド以上になる、というもので、厳密に言うところリスボンからゴアに送金することに伴っての増価を伝えているものとは、認められない。

尚、給付金がインドで金に替えられて日本にもたらされる、というものは、以下挙げる各史料から見ても疑問である。インドからマカオにはインドの銀貨で送られ、マカオで金に替えられる、ということの誤と見るのが妥当のようである。

一五八九年七月二四日付マカオ発、ヴァリニャーノの総會長宛て書翰に、次のように記されている。

「彼ら「インド管区関係者」は、教皇が与えた六〇〇〇ドゥカ

ドをそのまま日本が手中にするかのような勘定をしている。それだけでなく、さらに彼らは、ポルトガルからインドに貨幣モネーを送ると増価し儲けになる分まで勘定に入れることを望んでいる。恰も、かねが彼らの危険負担でもたらされるために、この儲けが得られるかのよう<sup>(43)</sup>に。」

この史料は、日本イエズス会がインド管区全体にわたる経費を分担負担する額を査定するに当り、その基になる日本イエズス会の総収入の査定をめぐり、インド管区関係者と日本イエズス会関係者との間で、見解に食違いをきたしていることを伝える記述である。教皇給付金六〇〇〇ドゥカドを貨幣——レアル貨のことであろう——でインドに送ると、増価し儲けになるから、同給付金は六〇〇〇ドゥカド以上に評価して総収入を算出すべきことを、インド管区関係者が主張している、という記事である。増価の数値は記されていないが、右の記述も、リスボンからゴアにレアル貨を送ることに伴って増価したことを裏付けるものである。

一五九五年一月二三日付ゴア発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰に、次のように見えている。

「彼〔カブラル〕のこの話は、理性に基づくところが余りに乏しく、想像または感情によって余りにも誤りを犯しているので、思考力を持ち合せていないように思える。何故なら、第一に、仮令常に毎年六〇〇〇ドゥカド支払われたとしても、それが日本では一万ドゥカドになる、と言うのは偽りであった。尤も、インドのバルダオとドゥカドとを混同したのであれば別であって、この両者の間には非常に大きな違いがある。というのは、一〇レアル

キリシタン教会の経済活動における送金について(上)

がインドでは殆んど二バルダオに相当する。」<sup>(44)</sup>

この史料は、教皇給付金がレアル貨でインドまで送られて来て、インドの通貨バルダウに替えると増価したことを窺わせるものと言えよう。バルダウはシェラフィン貨の別名である。<sup>(45)</sup>

一五九六年二月一日付ゴア発、カブラルの総会長補佐宛て書翰には、次のように記述されている。

「〔各種収入を合計すると〕当地でパードレ・レアンドロにレアル貨三万バルダオ——これは五万バルダオに相当する——が与えられない程の僅かな資産ではなかった。〔中略〕

この件を一層醜くしたのは、パードレ・アレッサンドレが、このかねを管理していたパードレ・レアンドロに対し、マカオにおいて自分にレアル貨六万バルダオ——これは一〇万バルダオに相当する——を与えさせたことである。<sup>(46)</sup>

右に二カ所にわたって見られる換算数値から、レアル貨はバルダオに比して約六七パーセント価値が高かったことが分る。

一五九八年一月二〇日付長崎発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰に、次のように記述されている。

「教皇聖下が日本に与える年金ペンシオンですら、インドにおいてそのかねで何も買わずに、かねの形でそこからシナに送られる。丁度ポルトガルからもたらされるのと同様に。」<sup>(47)</sup>

この記事は、教皇給付金がリスボンからゴア、ゴアからマカオと現金で送られたことを示すものであるが、これに関連して、「日本においてイエズス会パードレたちが養われている生糸貿易に関するカトリック国王陛下の命令を停止させるよう、東インドの副

王に彼らが提示した諸理由」と題する文書にも、次のように記されている。

「上述の貿易がないと、かの哀れなキリスト教界を援助するために教皇陛下が毎年給与させている喜捨が、価値を大巾に減ずることになる。その喜捨は、銀で 에스パーニャから送られるが、もしも銀の価値が乏しい日本にこれがもたらされると、それは丁度 에스パーニャからペルーに銀を送るようなものである。それ故、シナでそれを替える必要がある。」<sup>48)</sup>

即ち、教皇給付金はマドリードで給付されて、マカオまでは銀でもたらされたことが、ここでも確認出来る。この内、リスボンからゴアまではレアル貨、ゴアからマカオへは後出史料から明らかになるように、インドの通貨でもたらされた。

一六〇三年一月一五日付マカオ発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰に、次のように見えている。

「これらの〔日本〕航海権は二万五〇〇〇乃至二万六〇〇〇シエラフィンで売られる。これは一パルダオが八レアルとして、大凡レアル貨一万八〇〇〇パルダオに相当する。」<sup>49)</sup>

この記事は、レアル貨がインドの通貨パルダウに比して、約三九〇約四四パーセント価値が高かったことを伝えている。

一六二五年一月一〇日付マカオ発、モレホンの総会長補佐宛て書翰に、次のように見える。

「彼〔リスボン駐在プロクラドル〕は次のように言う。手形<sup>セドラス</sup>が送られて来ることによって多くが失われる。というのは、レアル貨はインドで非常に増価するからである、云々と。これは明らか

かに間違っている。というのは、成る程レアル貨は、劣悪の銀であるゴアの貨幣<sup>モエシヤ</sup>のシエラフィンと比べ、価値が大きい。しかし、彼が当地に送って来るもの〔かね〕は、彼がそれを送るのと同じ袋で送られて来るが、それは当地でわれわれが受け取るもの〔かね〕より価値が大きいわけではない。しかし、これらは、本国からゴア・マラッカ・マカオへと送られるのに伴う大きな危険を免れているという点、優っている。」<sup>50)</sup>

文意は必ずしも明確ではないが、レアル貨はインドのシエラフィン貨より価値が大であり、インドにもたらすことによって増価となるが、インドの銀貨をマカオにもたらすと、そこでこれをレアル貨に替えねばならず、ここでは逆に減価して、リスボン発送時と価値に大差がなくなる、といったような意味であろうか。

一六二七年一月七日付ゴア、ジョアン・セラン・ダ・クレーニャの訴訟関係の文書に次のように記されている。

「債権者たちが上述の航海権をレアル貨九五〇〇パルダオ——これは一万四四〇〇シエラフィンに相当した——で、及び上述のナウ船をレアル貨四〇二〇パルダオ——これは六四三二シエラフィンに相当した——で売却したこと……」<sup>51)</sup>

右の記事は、レアル貨がインドの通貨シエラフィンに比して約五二〇六〇パーセント価値が高かったことを示している。

以上要するに、リスボンからゴアにレアル貨を送ってインドの銀貨と両替すると増価したことに關しては、各史料一致しており、ただその差益については、大凡三〇〇六七パーセントと記載に巾がある。

ポルトガル領インドでは、通貨については様々な経緯をとったが、一五六八年コチンにおいて、翌六九年からはこれがゴアにおいて、シエラフィン（別名バステイアン及びパルダウ）銀貨が製造され始めた。一枚五タンガ（＝三〇〇レイス）の価であった。<sup>(52)</sup>

この貨幣はインドで大量に製造されたが、同地で物を買うには、この劣悪な貨幣（一枚五タンガというものの、実際の含有銀の価は三・五タンガであった）を純良の外国貨幣と両替せねばならなかった。このため、商品の代りにむしろ外国銀貨が大量に流入し、これをもたらした異教徒は、シエラフィン貨との両替により、四〇と五〇パーセントの利益を収め、このため住民が損害を蒙った許りか、関税収入の減少をもきたした。<sup>(53)</sup> このため一五八八年一月ポルトガル国王はインド副王に対し、シエラフィン貨の価と含有銀の価とを一致させるよう命じ、さらにつづいて、シエラフィン貨の製造そのものを禁じた。<sup>(54)</sup> しかし、副王マヌエル・デ・ソウザ・コウティニョ（在任一五八八年五月四日～一五九一年五月一五日）<sup>(55)</sup> は、財政状態の悪化に鑑み、銅二〇パーセントのシエラフィン貨の製造をつづけた。このため、ポルトガル本国からインドに銀を送ることによる利益は、その後一七世紀初の四半世紀にかけて五〇パーセントは確実であった。<sup>(56)</sup> その後も本国王からシエラフィン貨製造禁止の命が出されたが、しかし現地では製造がつづけられた。副王マティアス・デ・アルブケルケ（在任一五九一年五月一五日～一五九七年五月二五日）<sup>(57)</sup> の時代のシエラフィン貨も、銀以外の含有二〇パーセントであった。しかし、マティア

キリシタン教会の経済活動における送金について（上）

ス・デ・アルブケルケは、通貨市場の健全化のため、一五九一年八月既発行のシエラフィン貨の吸収を始めた。<sup>(58)</sup> そして彼は同年十月、レアル貨のシエラフィン貨に対する両替の際の暴利に鑑み、新たなシエラフィン貨の製造を禁じ、インド領国全域にわたりシエラフィン貨の通用を向う二年間とし、この間レアル貨との両替に当たっての打歩を一五パーセントとする。この期間が過ぎたら、レアル貨のパルダウは正規の四〇〇レイスに戻す旨定めた。<sup>(59)</sup> しかし、この打歩の固定化はインドの住民には益したが、銀を持ってインドに商いに行く本国の商人、特に胡椒の商人に損害を与えた。それ故、一五九三年二月国王は、この打歩を定めた勅令を停止するよう命じ、そしてシエラフィン貨の製造を厳禁した。<sup>(60)</sup> 同年三月国王は胡椒商人の不満に依えて、インドにおけるレアル貨の価値を再び自由にし、その売買・両替を自由に行えるものとした。即ち、一五九一年のマティアス・デ・アルブケルケの勅令以前の状態に戻したわけである。<sup>(61)</sup> 一六〇一年国王はシエラフィン貨の製造をまたも禁じた。<sup>(62)</sup> しかし、依然としてその後も製造がつづけられた。

先に述べた、キリシタン教会がリスボンからゴアにレアル貨を送金することによって増価した、との同教会史料の記載は、右に記述したポルトガル領インドの通貨事情をそのまま裏付けるものと言える。

#### B インドからマカオ

次にインドからマカオに送金する場合について記してみる。前

引一五九二年一月六日付マカオ発ヴァリニャーノの書翰には、インドからシナにインドのかねを送ると、三八パーセントまたはそれ以上の損失となる旨、記されていた。<sup>(63)</sup>

一六〇〇年一月二〇日付長崎発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰に、次のように記述されている。

「国王がサルセッテとマラッカで毎年与えるものが、仮令支払われたとしても、マラッカとインドで支払われる貨幣<sup>モネイタ</sup>のためにはわれれが蒙る損失——それはシナでは価値がなく、リアル貨に替えるためには三〇パーセントの割で失われる——を差し引くと、われわれは更に毎年二〇〇〇ドゥカドを有することになる<sup>(64)</sup>。」

これは、インド・マラッカで支給される国王給付金が、現地の貨幣でマカオに送られ、そこでリアル貨に替えられると、三〇パーセント失われた、ということを伝えている。

一六〇三年一〇月八日付マカオ発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰に、次のように見えている。

「この外に、貨幣<sup>モネイタ</sup>の価値により、インドで徴収されるかねも、マラッカで徴収されるかねも、当地マカオにもたらされると、三〇パーセントが失われる。従って、三〇〇〇ドゥカドは二〇〇〇〔ドゥカド〕余となる<sup>(65)</sup>。」

インドからマカオに送金する場合の損失について、前出一六〇〇年一〇月二〇日付書翰と同じ数値を挙げている。

一六〇四年一月二〇日付長崎発、セルケイラの総会長補佐宛て書翰に、次のように記されている。

「経費がこのようなものであるにも拘らず、俸禄<sup>オルデナード</sup>として二〇〇

〇クルザドだけを持つに過ぎない。これは、国王がインドで彼に与えるよう命じたものである。これは、当地で言うサラファージエン即ち貨幣<sup>モネイタ</sup>の両替<sup>カンビョ</sup>——シナや日本といった当地域では、インドで支払いが行われる貨幣は通用せず、リアル銀貨その他が秤量で用いられる——のためや、運賃や、マカオにおいてシナ国王に支払われる税金のために、シナにおいて一〇リアル—クルザドで一<sup>(66)</sup>二八〇クルザド——一クルザドは四〇〇レイス——になるに過ぎない。」

国王がインドで日本司教に給与することを決めた俸禄二〇〇〇クルザド<sup>(67)</sup>は、インドにおける通貨シェラフィンで支払われたものと思われるが、その通貨はシナ・日本では通用せず、そこではリアル貨が秤量により用いられた。従って給与を受けた貨幣のリアル貨への両替、更にはマカオまでの運賃、マカオにおける税金のため、インドで支払われた二〇〇〇クルザドは一二八〇クルザドに減じてしまう、といった事情が分る。三六パーセントの減価であるが、これに関連して、次の注(70)に引用する一六〇九年一月一二日付シナでジョアン・コエリョが作成した文書に、インド・マラッカからマカオに九〇〇〇パルダオもたらされたことに對し、その運賃及び税金として七パーセントの六三〇パルダオが支出された旨記されている。今仮に、この運賃・税金合せて七パーセントの数値をここに当てはめてみると、俸禄の二〇〇〇クルザドは七パーセント減で一八六〇クルザドになり、これが両替により一二八〇クルザドに減じるということは、即ち両替による減価は約三一パーセントであったことを意味する。

一六〇四年四月七日付マカオ発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰に、次のように見えている。

「(ポルトガル国王給付金は)支払い状態が悪いし、その上、インドで徴収されるものも、マラッカで徴収されるものも、当地マカオにそれを送るためには、貨幣の価値の点で三〇パーセント失われる。それ故、三〇〇〇ドゥカドが二〇〇〇「ドゥカド」余になつてしまふ。」<sup>(68)</sup>

このようにヴァリニャーノは、前引一六〇〇年一月二〇日付書翰や一六〇三年一月八日付書翰と、同じような記述をしている。

一六〇九年一月二日付シナでジョアン・コエリヨが作成した文書に、次のように記されている。

「インドからマカオに来るこの銀は、日本に銀で送つてはならず生糸に投資して送らねばならない。それは、常行われている通りである。」<sup>(69)</sup>

インドからマカオに銀による送金が行われていたことが、ここからも確認出来るが、この銀について、同右コエリヨの文書に、次のように見える。

「インド及びマラッカからのナウ船のカピタンたちに、九〇〇〇パルダオをもたらした運賃と税金として、シナにおいて七パーセントが支払われる——六三〇」<sup>(70)</sup>

即ち、イエズス会の資金がインドからマカオにもたらされる際は、パルダウ即ちシェラフィン貨が送金されたことが、右の記述からも推定出来る。

キリシタン教会の経済活動における送金について(上)

さらに、一六一〇年三月一日付長崎発、司教セルケイラの総会長補佐宛て書翰に、次のように見えている。

「(インドに設定されている日本司教の俸禄は)マカオに届く時には、運賃・税金・貨幣の両替、およびプロクラドルたちがゴアにおいてその俸禄について交渉するのに要するその他の経費のために、非常に減額してしまうので、窮乏状態にある。」<sup>(71)</sup>

前出一六〇四年一月二〇日付セルケイラの書翰のように、具体的に数値で減価が示されているわけではないが、趣旨は同じである。

「日本管区の定収入」と題する文書に、次のように記されている。

「マラッカの税関における一〇〇〇ドゥカド。これは、故ドン・セバステイアンが同管区に与えるよう命じたものである。それは、シナに送られると三〇パーセント失われる。」

ゴアのサルセツテにおける一〇〇〇ドゥカド。これは、故国王ドン・フェリペが与えるよう命じたものである。これも、同じだけ失われる。」<sup>(72)</sup>

この史料もまた、インド・マラッカで給付されるかねがマカオに送られると、三〇パーセント減じたことを明らかにしている。

パブロ・パステルスは、フランスシスコ・コリン原著 Labor Evangelica に付した注記の中で、日本イエズス会の各種収入を列挙しているが、そこで次のように記している。

「しかし、太閤様が長崎の港を奪うや、定収入は国王ドン・セバステイアンによって贈与された一〇〇〇ペソに限定されてしま

った。これは、シナの貨幣の価に換算することによって、三〇パーセント割り引かれた。「中略」エスパニーヤとポルトガルの二つの王位が統合した際、フェリペ二世は日本のパードレたちに、年に一〇〇〇ドゥカドを喜捨としてつけ加えた。これは、既に指摘した割引を考慮すると、七〇〇「ドゥカド」に相当する。<sup>(74)</sup>

ここでも、マラッカ・インドで支払われる国王給付金がマカオに送られ、シナで通用する貨幣——リアル貨のことであろう——に換算両替すると、その価値が三〇パーセント減じたことが記されている。

以上数多くの史料により、インド方面からマカオに現金を送金することに、両替(及び運賃・税金)のために減価したことが明確になる。減価の率については、三〇〜三八パーセントであったようである。リスボンからゴアに送金する場合の増価が、純良のリアル貨を劣悪のシェラフィン貨に替えることによって生じたものである以上、インド方面からマカオへの送金の場合、逆にシェラフィン貨を送ってリアル貨と替えることを基本としたものと思われるのであるから、そこに減価が生じたのは当然のことと言えよう。

注

- (1) Archivum Romanum Societatis Iesu, Jap. Sin. 8-I, f. 241. 拙著『キリシタン時代の研究』岩波書店、昭和五二年、三八六頁。  
 (2) 拙著、同右、三八七頁。  
 (3) Archivum Romanum Societatis Iesu, Lusitania 70,

f. 87.

- (4) J. F. Schütte, Documentos sobre el Japon conservados en la coleccion «Cortes» de la Real Academia de la Historia, Madrid, 1961, pp. 8, 11.  
 (5) Lusitania 70, f. 61.  
 (6) Lusitania 70, f. 285. J. Wicki, Documenta Indica, XIV, Romae, 1979, p. 749. 拙訳『イエズス会と日本』一、岩波書店、昭和五六年、六二六頁。  
 (7) Lusitania 70, f. 285. J. Wicki, op. cit., p. 749. 拙訳、同右、六二六頁。  
 (8) Lusitania 70, f. 285. J. Wicki, op. cit., pp. 749, 750. 拙訳、同右、六二六・六二七頁。  
 (9) Lusitania 70, f. 285. J. Wicki, op. cit., p. 750. 拙訳、同右、六二七頁。  
 (10) Jap. Sin. 17, f. 263.  
 (11) Biblioteca da Ajuda, 49-V-6, f. 154. (東大史料編纂所架蔵複製写真)。  
 (12) procurador General. ローマのイエズス会本部に在るプロクラダールのごとくである。  
 (13) Jap. Sin. 10-II, f. 292v.  
 (14) 注(∞)。  
 (15) Lusitania 70, f. 285. J. Wicki, op. cit., p. 750. 拙訳『イエズス会と日本』一、前掲、六二七・六二八頁。  
 (16) Lusitania 70, f. 285v. J. Wicki, op. cit., pp. 750, 751. 拙訳、同右、六二八頁。  
 (17) 拙著『キリシタン時代の研究』前掲、二四九・二五六頁。

- (18) 同右、二四四・二五六頁。
- (19) 同右、二五〇頁。
- (20) 同右、二四九・二五六頁。
- (21) 同右、二四九・二五六頁。
- (22) 同右、二五四・二五六頁。
- (23) Jap. Sin. 11-II, f. 255. 拙著、同右、二六〇頁。
- (24) 注(5)。
- (25) 注(1)。
- (26) Lusitania 70, f. 286v. J. Wicki, op. cit., pp. 757, 758. 拙訳『イエズス会と日本』一、前掲、六二六頁。
- (27) Jap. Sin. 12-II, f. 317.
- (28) Archivum Romanum Societatis Iesu, Goa 13-I, f. 211. J. Wicki, Documenta Indica, XIII, Romae, 1975, p. 585.
- (29) Lusitania 70, f. 285. J. Wicki, op. cit., p. 750. 拙訳『イエズス会と日本』一、前掲、六二七頁。
- (30) Jap. Sin. 47, f. 2. 拙訳、同右、一九七頁。
- (31) Jap. Sin. 13-I, f. 35. 拙稿「キリシタン教会の貿易活動——マカオ長崎間以外の貿易について——」(『キリシタン研究』一八)二七二頁。
- (32) このペルー船マカオ渡来の一件については、同右論文で取り上げた。
- (33) C. R. Boxer, The Great Ship from Amacon, Lisboa, 1959, p. 242.
- (34) 拙稿「日本イエズス会の生糸貿易について」(『キリシタン研究』十三)一七二頁。Archivum Romanum Societatis Iesu, Fondo Gesuitico, 721.
- (35) Jap. Sin. 9-I, f. 19v.
- (36) Jap. Sin. 11-II, f. 332v.
- (37) Jap. Sin. 11-II, f. 333.
- (38) 注(31)。
- (39) 注(2)。
- (40) 注(19)。
- (41) Jap. Sin. 9-II, ff. 168v., 303v.
- (42) Jap. Sin. 3, f. 12. A. Valignano, Sumario de las cosas de Japon, J. L. Alvarez-Taladriz ed., Tokyo, 1954, p. 334.
- (43) Jap. Sin. 11-I, f. 107v.
- (44) Jap. Sin. 12-II, ff. 316v., 317.
- (45) A. C. T. de Aragão, Descrição geral e historica das moedas cunhadas em nome dos reis, regentes e governadores de Portugal, III, Lisboa, 1880, p. 154. J. G. da Cunha, Contribuições para o estudo da numismática indo-portuguesa, Lisboa, 1955, p. 51.
- (46) Goa 32, ff. 586av., 587. 拙稿「キリシタン教会の貿易活動——マカオ長崎間以外の貿易について——」前掲、二五九・二六〇頁。
- (47) Jap. Sin. 13-I, f. 193. J. L. Alvarez-Taladriz, "In- version de plata del Peru en la India Oriental para la mision de Japon (1590-1598)", (『天理大学学報』一〇七)五六頁。
- (48) Jap. Sin. 24, f. 27, 27v.

キリシタン教会の経済活動における送金について(上)



- (64) Jap. Sin. 14-I, f. 147.
- (65) Jap. Sin. 18-I, f. 53v.
- (66) C. R. Boxer, op. cit., pp. 213, 214.
- (67) A. C. T. de Aragão, op. cit., III, pp. 154, 155, 459, 471-473, J. G. da Cunha, op. cit., p. 54, H. T. Grogan, *Nu- mismática indo-portuguesa*, Lisboa, 1955, pp. 74, 77-79. V. M. Godinho, *Os descobrimentos e a economia mun- dial*, II, Lisboa, 1982, p. 118.
- (68) A. C. T. de Aragão, op. cit., III, pp. 171, 172, 484. H. T. Grogan, op. cit., p. 79. V. M. Godinho, op. cit., II, p. 120.
- (69) A. C. T. de Aragão, op. cit., III, pp. 172, 174, 484. V. M. Godinho, op. cit., II, p. 120.
- (70) Tratado de todos os vice-reis e governadores da Índia, Lisboa, 1962, p. 130.
- (71) V. M. Godinho, op. cit., II, pp. 120, 134.
- (72) Tratado de todos os vice-reis e governadores da Índia, Lisboa, 1962, p. 131.
- (73) A. C. T. de Aragão, op. cit., III, pp. 178, 485, 486.
- (74) Ibid., III, pp. 178, 486-488. V. M. Godinho, op. cit., II, p. 121.
- (75) A. C. T. de Aragão, op. cit., III, pp. 178, 490. V. M. Godinho, op. cit., II, p. 121.
- (76) A. C. T. de Aragão, op. cit., III, pp. 178, 492, 493. V. M. Godinho, op. cit., II, p. 121.
- (77) A. C. T. de Aragão, op. cit., III, p. 187. V. M. Godi-  
nho, op. cit., II, p. 122.
- (78) 同(77)。
- (79) Jap. Sin. 14-I, f. 36.
- (80) Jap. Sin. 14-I, f. 131v.
- (81) Jap. Sin. 20-I, f. 171v. 拙稿「キリシタン時代における府内回教区の経済基盤について」(『史学』五一(四)一八頁)。
- (82) 拙稿「同右」六〇八・四八・四九頁。
- (83) Jap. Sin. 14-I, f. 160v.
- (84) J. F. Schütte, *Monumenta Historica Japoniae I*, Romae, 1975, p. 538.
- (85) Ibid., p. 538.
- (86) Jap. Sin. 21-II, f. 227, 227v.
- (87) Jap. Sin. 23, f. 19.
- (88) 下記の pesos であるが、ハステルスは同じ記事の前の部分で、この國王ハステリアンの給付金として「一五十四年ケン・セバステリアンは、上述の〔日本〕王国における原住民のロシホ・セシナリオの設立のために、一〇〇〇シムカネを増額するべき命じた。」(傍点註用者。F. Colin, *Labor evangelica*, P. Pastells ed., II, Barcelona, 1900, p. 73.) 上記の ducados の単位を用いている。他の多くの史料の記述から、この pesos は ducados の誤記と見られる。(拙著『キリシタン時代の研究』前掲、三六二〜三八六頁)。
- (89) F. Colin, op. cit., II, p. 74.